

2016

# 運行管理者ハンドブック



独立行政法人  
自動車事故対策機構

## はじめに

旅客や貨物を安全・確実・迅速に輸送することは、自動車運送事業に課せられた社会的使命です。そのためには事業所における運行管理や乗務員への指導・教育を強化・充実させ、交通事故防止の徹底を図ることが不可欠の要件となります。

本ハンドブックは、日常の運行管理や指導・教育の要点をまとめたもので、運行管理者の携帯用として作成しています。

常に身近に置いて、点呼時や乗務割を作成したり、乗務記録の管理・運行記録の管理及び乗務員への指導・教育計画を策定するとき、その他必要に応じて日常業務に活用していただけます。

平成28年 4 月



独立行政法人自動車事故対策機構

# 目次

第1編 運行管理者の役割等	1
1 運行管理者の役割	2
2 運行管理者の職務（業務一覧表）	4
第2編 運行管理者の業務	21
第1章 日常の業務	22
1 運行管理者の一日	22
2 勤務（乗務）時間管理と乗務割の作成	24
3 乗務の指示	36
4 点呼の実施	39
5 乗務記録の管理	45
6 運行記録計による記録の管理	47
7 乗務員の指導監督	62
8 事業用自動車の運転者に対する教育	65
第2章 臨時の業務等	89
1 異常気象時の措置	89
2 事故発生時の措置	90
3 事故の記録	93
4 重大事故の報告	94
第3編 乗務員への指導・教育	99
1 車両に働く自然の力、速度と走行距離	100
●内輪差・外輪差	100
●死角、運転席の高さと視界	101
2 ドライブレコーダー映像を用いた 危険予知トレーニングの進め方	103
3 運転適性診断等による安全運転の啓発	106

<b>第4編</b>	<b>事件事例研究</b> .....	111
1	事件事例研究の考え方 .....	112
2	事件事例研究の目的とねらい .....	112
3	事件事例研究の基本手順の体系図 .....	113
4	具体的な事件事例研究の進め方の フローチャート .....	114
<b>第5編</b>	<b>交通事故被害者援護等参考情報</b> .....	115
1	被害者援護業務 .....	116
	(1)療護施設の設置・運営 .....	116
	(2)在宅介護への支援 .....	118
	(3)交通遺児等の育成支援 .....	119
	(4)交通事故被害者ホットライン .....	120
2	自動車アセスメント業務 .....	121
3	NASVA 安全マネジメント関係業務 .....	123
	(1)安全マネジメントサービス .....	123
	(2)運輸安全マネジメント評価 .....	123
	(3)ISO 業務 .....	124

## 第1編 運行管理者の役割等

自動車運送事業者は、安定した経営と業績の向上を図るとともに、利用者の信頼に応えるため、様々な努力を払わなければなりません。安全かつ確実な自動車輸送の遂行がそれらの大前提になります。すなわち、適切な運行管理を第一に考えなくてはなりません。

## 1 運行管理者の役割

### ○自動車輸送の安全運行の確保と交通事故の防止を図る

自動車運送事業者は、安定した経営と業績の向上を図るとともに、利用者の信頼に応えるため、様々な努力を払わなければなりません。安全かつ確実な自動車輸送の遂行がそれらの大前提になります。すなわち、適切な運行管理を第一に考えなくてはなりません。

しかしながら、経営する事業の規模、企業の管理体制などによっては、事業者自身が運行管理を直接行うことが事実上不可能なこともあります。そのため、道路運送法、貨物自動車運送事業法では、事業者に代わって運行管理業務を行う運行管理者の選任を義務付けています。

運行管理者には、法令に定められた運行の安全確保に関する業務を事業者に代わって行い、交通事故を防止していく使命と責任が課せられています。輸送の安全の責任者であることをしっかりと認識し、誇りと自覚をもって業務を遂行していかなければなりません。

運行管理者の選任：道路運送法第23条

貨物自動車運送事業法第18条

### ○事業者と運転者のパイプ役

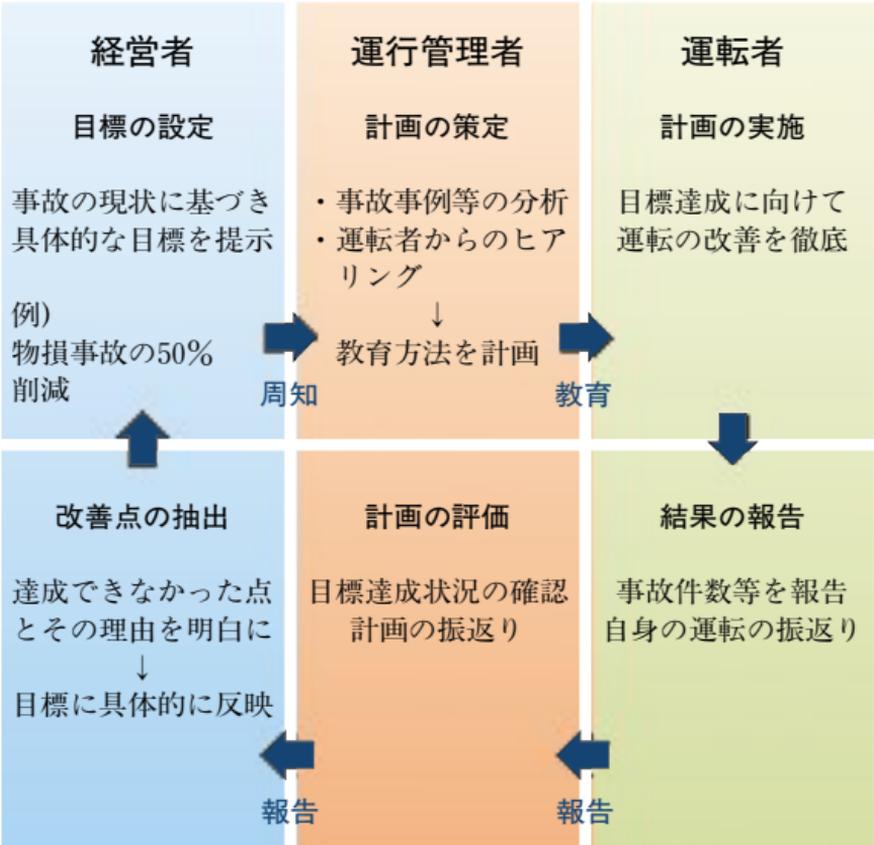
運行管理者は、自動車輸送における「車」「道路」「人」に関連する諸規制を理解して、実務知識を身につけることも大切ですが、ハンドルを握って自動車を運行するのは運転者ですから、日頃から運転者の声に耳を傾け、積極的にコミュニケーションを図り、必要な場合には事業者はその声を伝え、常に安全で明るい職場環境を築いていくことも運行管理者の重要な役割です。

○絶えず運行管理業務の改善を図る

“P (プラン)” “D (ドゥ)” “C (チェック)” “A (アクト)” サイクルという言葉を目にしますが、これは「計画」「実施」「分析・評価」「改善」を繰り返す、業務の“管理サイクル”を示しており、どの業務にも共通する管理の基本といってもよいでしょう。

運行管理業務においては、事故を例にとれば、事故原因を徹底的に究明して同種の事故の再発を未然に防止していくための業務の改善ということになるでしょうし、仮に事故が発生していない場合でも、現状の業務を分析し、場合によっては同業他社の実施事例などを参考にしながら、事故防止に向けたより良い体制づくりに努力していくことになるでしょう。

業務改善の基本的な流れ



## 2 運行管理者の職務（業務一覧表）

- 自動車運送事業者は運行管理者の業務の遂行に必要な権限を付与しなければならず、運行管理者は誠実に業務を行わなければならない

運行管理者が遂行する運行管理業務は、事業用自動車の運行の安全を確保する上で、欠くことのできない重要な業務であることはこれまで述べてきたとおりです。

運行管理者が行う業務は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下（運輸規則）という。）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下（安全規則）という。）に規定されており、これらの業務を確実に遂行し、事業用自動車の運行の安全を確保するため、法令では、運行管理者に対しては誠実にその業務を行わなければならないことを、事業者に対しては運行管理者にその業務の遂行に必要な権限を付与しなければならないことを義務として課しています。

道路運送法第23条の5

運輸規則第48条、第48条の3

貨物自動車運送事業法第22条、第35条、第37条

安全規則第20条、第22条、第34条

## ■旅客自動車運送事業

運輸規則 (項目)	運行管理者の業務の内容	備 考
第48条 第1号 車掌の乗務	車掌を乗務させなければならぬ事業用自動車に車掌を乗務させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第15条</li> <li>・乗車定員11人以上の車両に限る</li> <li>・一般乗用を除く</li> </ul>
第48条 第2号 異常気象時等における措置	天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する必要な指示その他の輸送の安全のための措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第20条</li> </ul>
第48条 第3号 第3号の2 第4号 第4号の2 第5号 第5号の2 過労防止等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、定められた勤務時間及び乗務時間の範囲において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。</li> <li>2. 乗務員が休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設を適切に管理すること。</li> <li>3. 乗務員に1.の告示で定める基準による1日の勤務時間中に当該乗務員が所属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、睡眠に必要な施設を適切に管理すること。</li> <li>4. 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。</li> <li>5. 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。</li> <li>6. 運転者が長距離又は夜間の運転に従事する場合であ</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第21条</li> <li>・6.については一般乗合及び一般貸切に限る</li> </ul>

<p>第48条 第3号 第3号の2 第4号 第4号の2 第5号 第5号の2 過労防止等</p>	<p>って、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。</p> <p>7. 乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること。</p>	
<p>第48条 第6号 点呼等</p>	<p>1. 乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の事項の報告を求め、確認し、運行の安全の確保に必要な指示を与えること。</p> <p>(1) 日常点検の実施又はその確認</p> <p>(2) 酒気帯びの有無</p> <p>(3) 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>2. 乗務を終了した運転者に対し対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、車両の状態、道路及び運行状況について報告を求め、酒気帯びの有無を確認すること。</p> <p>また、運転の交替があった場合は、運転交替時の通告についても報告を求めること。</p> <p>3. 点呼を行ったときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。</p> <p>(1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名</p> <p>(2) 点呼を受けた運転者が乗</p>	<p>・ 運輸規則第24条</p> <p>・ 日常点検については、「道路運送車両法」第47条の2及び「自動車点検基準」（国土交通省令）</p>

<p>第48条 第6号 点呼等</p>	<p>務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用自動車を識別出来る表示 (3)点呼の日時 (4)点呼の方法 (5)その他の必要な事項 4. アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、「1.」「2.」の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</p>	
<p>第48条 第7号 乗務記録</p>	<p>運転者が乗務したときは、運転者ごとに次の事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存すること。 (1)運転者名 (2)乗務した事業用自動車の自動車登録番号等当該事業用自動車を識別できる記号、番号その他の表示 (3)乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離 (4)運転交替の地点及び日時 (5)休憩又は仮眠の地点及び日時 (6)運輸規則第21条第3項の睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該施設の名称及び位置 (7)道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合の概要及び原因 (8)車掌が乗務した場合は車掌名、車掌が乗務を交替した場合は、交替した車掌ごとにその地点及び日時 (9)旅客が乗車した区間 (10)旅客が乗車した区間並び</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第25条</li> <li>・(8)は乗車定員11人以上の車両（一般乗用を除く）に限る</li> <li>・(9)は一般貸切に限る</li> <li>・(10)は一般乗用に限る</li> </ul>

<p>第48条 第7号 乗務記録</p>	<p>に乗務の開始時及び終了時の走行距離計の積算キロ数</p>	
<p>第48条 第8号 第9号 運行記録計による記録</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運転者が乗務した場合は、自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。</li> <li>2. 運行記録計により記録しなければならない場合において、運行記録計により記録できない事業用自動車を運行の用に供さないこと。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第26条</li> <li>・特定旅客を除く</li> <li>・路線定期運行又は不定期運行を行う一般乗合にあっては、起点から終点までの距離が100kmを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合にあっては運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る</li> <li>・一般乗用（個タクを除く）は、事業用自動車の運行の管理状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内にある営業所に属する運転者が乗務した場合に限る</li> </ul>
<p>第48条 第9号の2 事故の記録</p>	<p>道路交通法第67条第2項に規定する事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合には、次</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第26条の2</li> </ul>

<p>第48条 第9号の2 事故の記録</p>	<p>の事項を記録し、その記録を3年間保存すること。</p> <p>(1)乗務員の氏名 (2)事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 (3)事故の発生日時 (4)事故の発生場所 (5)事故の当事者（乗務員を除く）の氏名 (6)事故の概要（損害の程度を含む） (7)事故の原因 (8)再発防止対策</p>	
<p>第48条 第10号 第11号 運転基準図等</p>	<p>1. 次の事項を記載した運転基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより運転者に対し、適切な指導を行うこと。</p> <p>(1)停留所又は乗降地点の名称、位置、隣接する停留所間又は乗降地点間の距離 (2)標準の運転時分、平均速度 (3)道路の主なこう配、曲線半径、幅員、路面状態 (4)踏切、橋、トンネル、交差点、待避所、注意を要する箇所の位置 (5)その他運行の安全確保に必要な事項</p> <p>2. 次の事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを運転者に携行させること。</p> <p>(1)主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻 (2)その他運行に必要な事項を記載した運行表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第27条</li> <li>・一般乗合に限る</li> <li>・路線定期運行を行う一般乗合       <ul style="list-style-type: none"> <li>1. (1)(2)(3)及び2.</li> </ul> </li> <li>・路線不定期運行を行う一般乗合       <ul style="list-style-type: none"> <li>1. (1)(3)</li> </ul> </li> </ul>
<p>第48条 第12号 経路の調査等</p>	<p>運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その状態に適した車両を使用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第28条</li> <li>・一般貸切に限る（法第21条第2号の許可によ</li> </ul>

<p>第48条 第12号 経路の調査等</p>		<p>る乗合運送は除く)</p>
<p>第48条 第12号の2 運行指示書による指示等</p>	<p>1. 運行ごとに次の事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより運転者に対し適切な指示を行うとともに、運転者に携行させること。</p> <p>(1)運行の開始及び終了の地点及び日時 (2)乗務員の氏名 (3)運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時 (4)旅客が乗車する区間 (5)運行に際して注意を要する箇所の位置 (6)乗務員の休憩地点及び休憩時間 (7)乗務員の運転又は業務の交替の地点 (8)運輸規則第21条第3項の睡眠に必要な施設の名称及び位置 (9)運送契約の相手方の氏名又は名称 (10)その他運行の安全確保に必要な事項</p> <p>2. 運行指示書を運行の終了の日から1年間保存すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第28条の2</li> <li>・一般貸切に限る（法第21条第2号の許可による乗合運送は除く）</li> <li>・(6)は休憩がある場合に限る</li> <li>・(7)は運転又は業務の交替がある場合に限る</li> </ul>
<p>第48条 第13号 乗務の指示</p>	<p>事業者が選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第35条、第36条</li> </ul>
<p>第48条 第13号の2 第14号 乗務員台帳及び乗務員証</p>	<p>1. 次の事項を記載した乗務員台帳を運転者ごとに作成し、かつ、営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)作成番号及び作成年月日 (2)事業者の氏名又は名称 (3)運転者の氏名、生年月日及び住所 (4)雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 (5)道路交通法に規定する運転免許に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸規則第37条</li> <li>・(8)は運輸規則第38条第2項</li> <li>・(9)は一般乗用の運転者にあつては縦3.6cm、横2.4cm以上の大きさの写真</li> </ul>

<p>第48条 第13号の2 第14号 乗務員台帳及 び乗務員証</p>	<p>イ、運転免許証の番号及び有効期限 ロ、運転免許の年月日及び種類 ハ、運転免許に付された条件 (6)事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要 (7)運転者の健康状態 (8)国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定の運転者に対して行う特別な指導の実施状況及び国土交通大臣が認定する適性診断の受診状況 (9)乗務員台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真</p> <p>2. 運転者が乗務するときには、次の事項を記載し、1. (9)の写真をはり付けた乗務員証を携行させ、及び乗務が終了した場合には乗務員証を返還させること。 (1)作成番号及び作成年月日 (2)事業者の氏名又は名称 (3)運転者の氏名 (4)運転免許証の有効期限</p>	<p>・ 2. は一般乗用に限り  (旅客自動車運送事業者は、運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、乗務員台帳及び乗務員証に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、乗務員台帳は3年間、乗務員証は1年間保存すること。)</p>
<p>第48条 第15号 運転者証の表示及び保管</p>	<p>「タクシー業務適正化特別措置法」第13条の規定により、指定地域内の営業所に配置するタクシーに運転者を乗務させる場合には、運転者証を表示し、乗務を終了した場合には運転者証を保管しておくこと。</p>	<p>・ タクシー業務適正化特別措置法第2条、第13条</p>
<p>第48条 第16号 第16号の2 乗務員の指導監督</p>	<p>1. 運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処できる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督を行うとともに、その日時、場所</p>	<p>・ 運輸規則第38条、第49条、第50条、第51条 ・ 2. は旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に</p>

<p>第48条 第16号 第16号の2 乗務員の指導 監督</p>	<p>及び内容並びに指導監督を行なった者及び受けた者を記録し、3年間保存を行うこと。</p> <p>2. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、次の運転者に対して、特別な指導の実施及び国土交通大臣が認定する適性診断を受診させること。</p> <p>(1)死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者(事故惹起運転者)</p> <p>(2)運転者として新たに雇入れた者(初任運転者)</p> <p>(3)高齢者(65才以上の者をいう)(高齢運転者)</p> <p>3. 車掌に対して、法令で定められた事項について適切に指導監督を行うこと。</p> <p>4. 乗務員に対して、非常信号用具、非常口又は消火器の取扱いについて適切な指導を行うこと。</p>	<p>対して行う指導及び監督の指針第2章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3. は一般乗合、一般貸切、特定旅客に限る</li> </ul>
<p>第48条 第17号 応急用具等の備付</p>	<p>踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる運行の場合は、赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えさせること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運輸規則第43条</li> </ul>
<p>第48条 第18号 補助者に対する指導及び監督</p>	<p>運行管理者資格者証を有する者、又は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから運行管理者の業務を補助させるための者として選任された者に対して指導及び監督を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運輸規則第47条の9</li> </ul>
<p>第48条 第19号 運転者の制限</p>	<p>運転者の要件に関する法令で定める一定の要件を備えていない者に事業用自動車を運転させないこと。</p> <p>【一定の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21歳以上であること</li> <li>・ 普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が3年以上(道路交通法令で特に定めのある者は2年以上)であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第25条及び旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令</li> </ul>

第48条 第19号 運転者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転する事業用自動車の種類に係る道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと</li> </ul>	
第48条 第20号 事故警報に基づく事故防止対策に関する措置	国土交通大臣又は地方運輸局長が事故報告書又は速報に基づき必要があると認めるときに定める事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。	・ 自動車事故報告規則（国土交通省令）第5条

## ■貨物自動車運送事業

安全規則 (項目)	運行管理者の業務の内容	備 考
第20条 第1項 第1号 乗務の指示	事業者が選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。	・ 安全規則第3条、第34条
第20条 第1項 第2号 第3号 第4号 第4号の2 第5号 過労運転の防止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。</li> <li>2. 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。</li> <li>3. 酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。</li> <li>4. 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。</li> <li>5. 長距離又は夜間の運転に従事する場合であって、疲</li> </ol>	・ 安全規則第3条、第34条

<p>第20条 第1項 第2号 第3号 第4号 第4号の2 第5号 過労運転の防止</p>	<p>労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。</p>	
<p>第20条 第1項 第6号 過積載の防止</p>	<p>過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対し、適切な指導及び監督を行うこと。</p>	<p>・安全規則第4条、第34条</p>
<p>第20条 第1項 第7号 貨物の積載方法</p>	<p>貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏荷重が生じないように積載すること</li> <li>・ 貨物が運搬中に荷崩れ等により自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること</li> </ul>	<p>・安全規則第5条、第34条</p>
<p>第20条 第1項 第7号の2 通行の禁止又は制限等違反の防止</p>	<p>次に掲げる通行の禁止又は制限等違反の防止について、運転者に対する指導及び監督を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路法(昭和27年法律第180号)第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し同法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。</li> <li>・ 道路法第47条第3項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し同法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行すること。</li> </ul>	<p>・安全規則第5条の2、第34条</p>

<p>第20条 第1項 第8号 点呼</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の事項について報告を求め、確認し、運行の安全の確保に必要な指示を与えること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)酒気帯びの有無</li> <li>(2)疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</li> <li>(3)日常点検の実施又はその確認</li> </ol> </li> <li>2. 乗務を終了した運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、車両の状態、道路及び運行状況について報告を求め、酒気帯びの有無を確認すること。また、運転の交替があった場合は、運転交替時の通告についても報告を求めること。</li> <li>3. 前2項の点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほか、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求め、確認し、運行の安全の確保に必要な指示を与えること（以下、中間点呼という）。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)酒気帯びの有無</li> <li>(2)疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</li> </ol> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全規則第7条、第34条</li> <li>・日常点検については、道路運送車両法第47条の2及び自動車点検基準（国土交通省令）</li> <li>・1、2は、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所においては、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる</li> </ul>
------------------------------------	---	---

<p>第20条 第1項 第8号 点呼</p>	<p>4. 点呼を行ったときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。</p> <p>(1)点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名 (2)点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用自動車を識別できる表示 (3)点呼の日時 (4)点呼の方法 (5)その他の必要な事項</p> <p>5. アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、「1.」から「3.」の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。</p>	
<p>第20条 第1項 第9号 乗務等の記録</p>	<p>運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次の事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存すること。</p> <p>(1)運転者の氏名 (2)乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 (3)乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離 (4)運転交替の地点及び日時 (5)休憩又は睡眠の地点及び日時 (6)車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合には、貨物の積載状況 (7)道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則</p>	<p>・安全規則第8条、第34条</p>

<p>第20条 第1項 第9号 乗務等の記録</p>	<p>第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合の概要及び原因 (8)運行の途中に、中間点呼を要する乗務を行わせる指示を行った場合はその内容</p>	
<p>第20条 第1項 第10号 第11号 運行記録計による記録</p>	<p>1. 次の事業用自動車に係る運転者の乗務について、自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。 (1)車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上の普通自動車である事業用自動車 (2)(1)に該当する被けん引自動車をけん引するけん引事業用自動車 (3)特別積合せ運送に係る運行系統に配置する事業用自動車 2. 1. (1)から(3)に掲げる事業用自動車で運行記録計により記録できないものを運行の用に供さないこと。</p>	<p>・安全規則第9条、第34条</p>
<p>第20条 第1項 第12号 事故の記録</p>	<p>道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合には、次の事項を記録し、その記録を3年間保存すること。 (1)乗務員の氏名 (2)事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 (3)事故の発生日時 (4)事故の発生場所 (5)事故の当事者（乗務員を除く）の氏名 (6)事故の概要（損害の程度を含む） (7)事故の原因 (8)再発防止対策</p>	<p>・安全規則第9条の2、第34条</p>
<p>第20条 第1項 第12号の2</p>	<p>1. 中間点呼を要する乗務を含む運行ごとに次の事項を記載した運行指示書を作成</p>	<p>・安全規則第9条の3、第34条</p>

<p>運行指示書による指示等</p>	<p>し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させること。</p> <p>(1)運行の開始及び終了の地点及び日時</p> <p>(2)乗務員の氏名</p> <p>(3)運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時</p> <p>(4)運行に際して注意を要する箇所の位置</p> <p>(5)乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る）</p> <p>(6)乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る)</p> <p>(7)その他運行の安全を確保するために必要な事項</p> <p>2. 運行の途中において、</p> <p>1. の(1)又は(3)の事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに変更の内容（変更に伴い1. の(4)から(7)までの事項に生じた変更を含む）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により変更の内容を適切に指示するとともに、運転者が携行している運行指示書に変更の内容を記載させること。</p> <p>3. 中間点呼を要しない運行の途中において、中間点呼を要する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について運行指示書を作成し、運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行うこと。</p> <p>4. 運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存すること</p>	
<p>第20条 第1項 第13号 運転者台帳</p>	<p>運転者ごとに、次の事項を記載した運転者台帳を作成して運転者の所属する営業所に備え置くこと。</p> <p>(1)作成番号及び作成年月日</p> <p>(2)事業者の氏名又は名称</p>	<p>・安全規則第9条の5、第34条</p> <p>・(8)は安全規則第10条第2項</p>

<p>第20条 第1項 第13号 運転者台帳</p>	<p>(3)運転者の氏名、生年月日及び住所 (4)雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 (5)道路交通法に規定する運転免許に関する事項 イ. 運転免許証の番号及び有効期限 ロ. 運転免許の年月日及び種類 ハ. 運転免許に付された条件 (6)事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要 (7)運転者の健康状態 (8)国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定の運転者に対して行う特別な指導の実施状況及び国土交通大臣が認定する適性診断の受診状況 (9)運転者台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真</p>	<p>(貨物自動車運送事業者は、運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、3年間保存すること。)</p>
<p>第20条 第1項 第14号 第14号の2 乗務員に対する指導及び監督</p>	<p>1. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況下において運行の安全を確保するために必要な運転技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督を行うとともに、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、3年間保存すること。 2. 国土交通大臣が告示で定めるところにより、次の運転者に対して、特別な指導の実施及び国土交通大臣が認定する適性診断を受診させること。 (1)死者又は負傷者が生じた</p>	<p>・安全規則第10条、第34条 ・2. は貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針第2章</p>

第20条 第1項 第14号 第14号の2 乗務員に対する指導及び監督	<p>事故を引き起こした者 (事故惹起運転者)</p> <p>(2)運転者として新たに雇い入れた者(初任運転者)</p> <p>(3)高齢者(65才以上の者をいう。)(高齢運転者)</p> <p>3.乗務員に対して、非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導を行うこと。</p>	
第20条 第1項 第15号 異常気象時等における措置	異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対し適切な指示その他輸送の安全の確保に必要な措置を講ずること。	・安全規則第11条、第34条
第20条 第1項 第16号 補助者に対する指導及び監督	運行管理者資格者証を有する者、又は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから運行管理者の業務を補助させるための者として選任された者に対して指導及び監督を行うこと。	・安全規則第18条
第20条 第1項 第17号 事故警報に基づく事故防止対策に関する措置	国土交通大臣又は地方運輸局長が事故報告書又は速報に基づき必要があると認めるときに定める事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保に関し従業員を指導及び監督を行うこと。	・自動車事故報告規則(国土交通省令)第5条
第20条 第2項 乗務基準の作成	<p>特別積合せ運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が100kmを超えるものごとに、次の事項について乗務の基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行うこと。</p> <p>(1)主な地点間の運転時分及び平均速度</p> <p>(2)乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間</p> <p>(3)交替運転者を配置する場合にあっては運転を交替する地点</p>	<p>・安全規則第3条、第34条</p> <p>・特別積合せに限る</p>
第20条 第3項 事業者への助言	事業者に対し、運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。	・運送事業法第22条第3項

以下略